

調達調整品目リスト

合衆国軍隊の地位に関する協定第 12 条第 2 項に基づき、該当品目の調達が日本国の経済に不利な影響を与えることを防止するため、在日米軍が日本政府との調整の上で調達すべき品目を、毎年日米合同委員会において取り決めるが、昭和 37 年度（1962 年度）分調達調整品目については次のように合意されている。

第 1 部 事前協議を必要とする品目

国内需要及び輸出と特別調達との間で特別の調整を要するものは、調達の事前に調整のため日本政府と協議を必要とすることとしているものであるが、現在はかかる協議を必要とする品目はない。ただし、かかる指定の必要が生じたときは、日米間で協議して本リストを修正することができることになっている。

第 2 部 事前通告を必要とする品目

食糧管理法の適用を受ける次の主要食糧を米軍が調達する場合には通商産業省に対し、直接事前に通告される。関係業者は関連法規に従い、日本政府に対し必要な手続をとる。

- 1 米
- 2 大麦
- 3 裸麦
- 4 小麦
- 5 小麦粉

第 3 部 日本の法令の遵守を必要とする事項

次の業務を含む契約は当該法律に基づき認可を受けた者とのみ締結される。

- 1 通運事業（通運事業法）
- 2 道路運送事業（道路運送法）
- 3 港湾運送事業（港湾運送事業法）
- 4 航空機製造修理事業（航空機製造法）
- 5 武器等製造修理事業（武器等製造法）
- 6 計量器製造、修理、販売業（計量法）
- 7 アルコール製造、販売事業（アルコール専売法）
- 8 火薬類製造、販売事業（火薬類取締法）
- 9 高圧ガス製造、販売事業（高圧ガス取締法）